

第2回「情報通信技術を活用した公共交通活性化に関する調査」

検討委員会議事概要

【日 時】平成27年2月6日（金）10:00～12:00

【場 所】中央合同庁舎3号館4階 特別会議室

【議事概要】第1回に引き続き、石田座長（筑波大学大学院教授）の進行のもと、以下のとおり議事が進められた。

1. 交通関連データの分析・評価方法
2. ケーススタディの中間報告
3. 個人情報及びプライバシーの保護

交通関連データの分析・評価方法については、種々ある交通関連データの種類と活用目的を整理した上で、人の移動に関するデータの分析・評価方法の基本設計（データの可視化手法及びアンケート手法）について説明した。

ケーススタディの中間報告については、分析・評価方法の基本設計の有効性を検証するため、つくば市域と福島地域の実際のデータを用いた分析・評価を行った結果の報告を行い、次回の最終報告に向けて引き続き検討することとなった。

また、個人情報及びプライバシーの保護については、内閣官房情報通信総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室から、パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）についての説明があった。

検討委員会では出された主な意見は以下のとおり。

- 公共交通活性化に関するデータの種類と活用目的は良く整理されているものの、活用目的については、利用者の満足度、リスクマネジメント、観光客やインバウンドへの対応なども含めて整理しておく必要があるのではないか。
- コミュニティバスの運行には税負担を要しているため、どのようなサービスを現にしているのかを常に発信していくことが重要ではないか。
- 携帯基地局情報を基にした人口推計統計（以下「人口推計統計」）を使用したケーススタディはかなり有効と思う。
- 人口移動量に対してバス利用が少ない地域を見つけることができるなど、今回示されたデータは大変興味深い。これらのデータを用いて、個々の知恵をどう活用していくかが問われていくのではないか。
- 人口推計統計でどこまで把握することができるのだろうか。人口の少ない地域では集計単位を広くするとか時間を長くとるとかで秘匿処理の影響を軽減できないのだろうか。一方、都市部ではさらに細かくできないか、とも思う。

- 人口推計統計は、現行の個人情報保護法において個人情報には当たらないように、かなり慎重に作られたもの。同法の改正により、ビッグデータがより使いやすくなる可能性がある。改正法が施行されるのは大体2年後なので、それまでは今回のケーススタディのように、具体的な施策の実現に向けて、現在使えるものを使って進めていくというやり方で良いのではないか。
- データの収集分析は概ね十分ではないか。「何をやりたいから、そのためにどういう分析が必要か」という視点が重要ではないか。結果が得られて初めて有効になるのではないか。
- 交通事業者も利用者の視点から情報を捉えているのではないか。それらを上手く組み合わせ分析することで、問題点と改善策がより明確化していくのではないか。
- 移動情報を得るため、BYOD（私的デバイス）を活用し、利用者の端末から位置情報を取得することで調査に協力をしてもらうこともあるのではないか。移動情報をより多く得るため、GPS 割引運賃などのインセンティブを設けることも考えられる。
- 利用者の移動ニーズに応えるため、利用者の端末にプッシュ型の情報を発信してはどうか。バス停の近くまで来れば場所が分かると同時にバスが何分後に来るかが分かるということは非常に大きな利点。
- 興味深い取組みでないの実験で終わってしまう。スマートフォンを利用したタクシーの配車アプリが注目されているが、つくばでもタクシー配車サービスにプラスしてオンデマンドのバス配車サービスも考えてみてはどうか。これもスマートフォンを活用して出来るので興味深い取組みと思う。
- 利用者として考えると、バスの使いにくさの要因は単に所要時間だけでなく、運行間隔や待ち時間にもあると思われる。

次回の検討委員会の開催

- 第3回検討委員会は、3月6日（金）13時30分から開催。

（ 以 上 ）